

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年十月七日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	鈴 木 聖 二
埼玉県監査委員	諸 井 真 英

団体別の措置状況

監査対象団体 (所管部局)	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
<p>公益財団法人 埼玉県生活衛生営業指導センター (保健医療部)</p>	<p>平成 28 年 6 月 17 日 (第2807号)</p>	<p>【注意事項】 平成 26 年度経理処理において、下記の点が不適切であった。</p> <p>1 貸借対照表中、特定資産として職員の退職金支払いの財源として積み立てている退職給付引当資産 3,306,380 円について、本来、その用途が特定の目的に制限されているにもかかわらず、目的外取崩しの要件を定めないまま 3,000,000 円の目的外取崩し及び同額の補てんを行った。</p> <p>2 上記特定資産の 3,000,000 円の目的外取崩しについて、法人の定める会計規程において金銭の出納は支出伺い書により処理するものとしているにもかかわらず、この処理を行わずに出金した。</p> <p>3 過年度に受け入れた賛助会費150,000円について、貸借対照表中、流動負債の前受金に計上したまま何ら処理を行わなかった。</p>	<p>公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センターに対し、経理処理の適正化について指導した結果、次のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成 28 年 3 月 18 日に開催された理事会において、「財産運用規程」及び「特定資産等取扱規程」を定め、目的外に取り崩す場合の要件及び手続きを設けた。 今後、特定資産の目的外取崩しに際しては、これらの規程及び会計規程に基づく支出伺い書により適正に処理する。 • 収入の約 8 割が国及び県の補助金であり、補助金が年度当初に交付されず資金に不足が生じるため、県と一時流用を回避する方策を検討する。 • 過年度に受け入れた賛助会費については、賛助会員から重複して会費として支払われたものであったため、平成 28 年 1 月 29 日に相手側に返還した。